

発行 三次民主商工会
〒728-0013
三次市十日市東3-10-1
ホームページ
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosimi>
nsyo/
メールアドレス
miyosiminsyo@mx41.tiki.ne.jp

No. 1911

2021・1・25
毎週月曜日発行

みよし民商ニュース



集まらない分、婦人部からバレンタインデー応援ハガキを

1月20日から開催予定だった婦人部主催の簿記学校は、コロナウィルス感染拡大のため、延期となりました。
ご迷惑をおかけしますが、宜しくお願いいたします。

婦人部からのお知らせ

三次民商婦人部は、毎年この時期に行っていた味噌作りを中止することを決めました。コロナ禍で集まらない時だからこそ、婦人部員の状況が気になります。そこで婦人部として応援メッセージを書いて、全員にハガキを送ることにしました。
1月20日に婦人部役員会で思いを込めて手書きのメッセージを書き書き。ハガキには、コロナ支援の持続化給付金・家賃支援給付金の期限延長、税金の減免など今も使える制度を簡単に紹介しています。
ひとりぼっちにならないよう、民商婦人部に相談してください。



なんでも相談会開催（予約制）

日時	場所	担当地域
2月2日（火） 午前10時～12時 午後1時～3時	いずれも 三次民商事務所	全地域
2月3日（水） 午前10時～12時 午後1時～3時		安芸高田市
2月4日（木） 午前10時～12時 午後1時～3時		三次市北部
2月5日（金） 午前10時～12時 午後1時～3時		三次市南部
2月6日（土） 午前10時～12時 午後1時～3時		十日市、南畑敷町
2月7日（日） 午前10時～12時 午後1時～3時		三和町
2月8日（月） 午前10時～12時 午後1時～3時		吉舎町、三良坂町、甲奴町
密を避けるため、予約をしてご来所ください。		

飲食業者に相談会の案内を送付

さっそく相談者が来訪

毎月、要求運動部が開いているなんでも相談会。1月初頭にコロナ禍で特に苦しんでいる飲食業者へ1月17日に開くなんでも相談会の案内ハガキを送り、ビオネットでも相談会の告知を行いました。

当日は、要求運動部員の山田副部長と綿岡さん、事務局が待機。さっそく朝10時に一人目の相談がありました。2人目のハガキを持参したご年配の女性の相談者は、地域で細々と商店を営んでいる方で、仕入先の配送ルートがなくなり困っており、手続きについても聞きたいと相談されました。

山田副部長、綿岡さんが丁寧に相談に乗り、満足して帰っていかれました。

午後からも税金のことで相談者があり、計3名の相談者。

2月は上記の日程で行います。新型コロナ支援を含め、税金や労働保険など困っていない業者はいません。周りの業者に「相談会に行ったら」と声をかけてみましょう！

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次
FAX

(0824) 62-3535
(0824) 62-1654

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

まだ間に合う!

持続化給付金、家賃支援給付金 2月15日まで延長決定!

持続化給付金

申請期限：2021年2月15日(金)

要件：2020年1月～12月のいずれかの月の売上が前年同月比で50%以上減少している場合に対象となります。

※白色申告の方は前年総売上÷12か月と比較

・給付額：個人：最大100万円 法人：最大200万円

※季節により売上に変動がある方や新規開業の方への特例制度もあります

家賃支援給付金

申請期限：2021年2月15日(金)

・対象者：テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において次の①か②に該当する方に給付金を支給。

①いずれか1カ月の売上高が前年同月比で50%以上減少

②連続する3ヶ月の売上高が前年同期比で30%以上減

・給付額：法人は最大600万円、

個人は最大300万円

申請時の直近の支払賃料（月額）に基づいて算出される給付額（月額）を基に、6カ月分の給付額に相当する額を支給

1月の日程

所得税法学習会
(リモートで開催)

1月25日(月)

★第1部

午前10時～

★第2部

午後2時～

★第3部

午後5時～

※予約が必要です。

リモートが使えない

方はご相談ください。

税金相談員

学習会

1月26日(火)

★昼の部

午後2時～

★夜の部

午後6時～

場所

三次民商事務所

持参するもの

●筆記用具

●確定申告書

**コロナ対策に
ご協力ください。**

新型コロナウイルスの感染拡大が止まりません。

三次民商理事会ではこれからの確定申告時期を迎え、感染対策の更なる徹底を決定しました。

来訪される方は、以下の感染対策項目を徹底した上で来所してください。

●消毒と検温

●来所名簿に記載

●相談は必ず予約を

●体調が優れない時は

来所を控える

※人数制限をする場合があります。

ありますのでご確認ください。

無料法律相談

**1月26日(火)
午後1時半～**

※希望される方は前もって電話などで予約してください。

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三 次
FAX

(0824) 62-3535
(0824) 62-1654